

亀山市消防本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井義之

亀山市規則第21号

亀山市消防本部組織規則の一部を改正する規則

亀山市消防本部組織規則（平成30年亀山市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表消防総務課の項中「総務・消防団グループ」を「消防総務グループ」に、「消防救急グループ」を「指令グループ」に改め、同表予防課の項中「危険物グループ」を削り、同表情報指令課の項を削る。

第17条第1項中「情報指令課長及び情報指令課長が指定した職員以外の情報指令課の課員」を「消防総務課指令グループに属する職員」に改め、同条第3項中「情報指令課の課員」を「消防総務課指令グループに属する職員」に改める。

別表を次のように改める。

課	グループ	分掌事務
消防総務課	消防総務グループ	(1) 組織、消防行政の企画及び総合調整に関すること。 (2) 消防施設等の整備計画に関すること。 (3) 式典及び諸行事の企画及び運用に関すること。 (4) 財産の管理及び処分に関すること。 (5) 消防団に関すること。 (6) 消防団員の身分及び諸給与に関すること。 (7) 消防団員の災害補償、賞じゅつ金等に関すること。 (8) 消防職員及び消防団員の研修教養に関すること。 (9) 消防職員及び消防団員の被服等の貸与に関すること。 (10) 消防職員及び消防団員の福利厚生に関すること。 (11) 消防職員の進退、配置、賞罰その他身分に関すること。 (12) 予算の調整及び執行並びに経理に関すること。 (13) 例規及び文書に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (14) 表彰に関する事。 (15) 公印の保管に関する事。 (16) 公務証票に関する事。 (17) 津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会に関する事。 (18) 消防業務及び救急業務に関する企画及び調整に関する事。 (19) 災害の応援、受援及び協力に関する事。 (20) 救急業務の高度化推進に関する事。 (21) 医療機関等との連携調整に関する事。 (22) 救急業務に関する消防職員の訓練及び技術の指導に関する事。 (23) 救急救命士の育成に関する事。 (24) 救急に関する広報に関する事。 (25) 救急統計及び救助統計に関する事。 (26) 自動体外式除細動器の設置啓発及び使用に関する事。 (27) 消防出初式及び消防操法大会に関する事。 (28) 刊行物等の発行に関する事。 (29) 他の課の所管に属さない事項
	指令グループ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報の収集に関する事。 (2) 出動指令に関する事。 (3) 消防通信の運用及び統制に関する事。 (4) 通信指令に係る調査研究に関する事。
予防課	予防グループ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災予防に関する事。 (2) 建築確認等の同意に関する事。 (3) 開発行為に係る協議及び同意に関する事。 (4) 消防用設備等の指導及び検査に関する事。 (5) 防火管理に関する事。 (6) 火を使用する施設等の届出の処理に関する事。 (7) 予防の統計に関する事。 (8) 防火協力団体に関する事。 (9) 少年消防クラブに関する事。 (10) 危険物の規制に関する事。 (11) 危険物製造所等の許可、認可及び検査に関する事。 (12) 危険物取扱者、危険物保安監督者等に関する事。 (13) 少量危険物及び指定可燃物の届出の処理に関する事。 (14) 高圧ガス、火薬等の保安に関する事。 (15) 液化石油ガス器具、ガス用品等の安全に

	関すること。 (16) 危険物製造所等の事故調査及び報告に関すること。 (17) 危険物等協力諸団体に関すること。
--	---

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。